

障がい者の福祉ガイド

～障がいのある人もない人も、誰もが自立し、
お互いに尊重し合いながら共生する社会をめざし～

令和5年 10月



黒部市
CITY OF KUROBE

目次

目次	障害種別				ページ
	身体	療育	精神	その他	
障害者手帳の交付					
身体障害者手帳	●				2
療育手帳		●			2
精神障害者保健福祉手帳			●		2
障害者相談員	身体	療育	精神	その他	
障害者相談員	●	●	●	●	3
医療費の助成	身体	療育	精神	その他	
重度心身障害者等医療費助成	●	●	●		4
自立支援医療	●		●	●	4
（1）更生医療	●				5
（2）育成医療	●			●	6
（3）精神通院医療			●		6
自立支援のサービス	身体	療育	精神	その他	
補装具	●			●	7
自立支援給付	●	●	●	●	8
〈サービス利用までの流れ〉	●	●	●	●	9
〈サービス等利用計画〉	●	●	●	●	10
〈サービス利用者負担〉	●	●	●	●	10
介護給付	●	●	●	●	10～11
訓練等給付	●	●	●	●	11
児童の通所	●	●	●	●	11
地域生活支援事業	●	●	●	●	
相談支援	●	●	●	●	12
意思疎通支援（コミュニケーション支援）	●				12
移動支援	●	●	●	●	12
（移動支援）	●	●	●	●	
（介護用自動車の貸し出し）	●	●	●	●	
地域活動支援センター			●		12
成年後見制度利用支援		●	●		12
社会参加促進	●	●	●	●	13
（声の広報等発行事業）	●				
（手話奉仕員養成事業）	●				
（生活訓練事業）			●		
（日中一時支援事業）	●	●	●	●	
（更生訓練費）	●	●	●	●	
（自動車免許取得費の助成）	●	●			
（自動車改善費の助成）	●				
日常生活用具の給付	●	●		●	14
軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成				●	14
在宅福祉サービス	身体	療育	精神	その他	
身体障害者住宅改善費の助成	●				15
福祉タクシー・ガソリン共通券	●	●	●		15

年金や手当の支給	身体	療育	精神	その他	
障害基礎年金（国民年金）	●	●	●		16
障害厚生年金	●	●	●		16
特別障害給付金	●	●	●		16
特別児童扶養手当	●	●	●		17
児童扶養手当	●	●	●		17
障害児福祉手当	●	●	●		18
特別障害者手当	●	●	●		18
黒部市障害児福祉金	●	●	●		18
黒部市心身障害者福祉金	●	●	●		18
黒部市心身障害者等介護手当	●	●	●		18
心身障害者扶養共済制度	●	●	●	●	18
税の控除・減免（一覧）	身体	療育	精神	その他	
所得税・住民税	●	●	●		19
事業税	●	●	●		19
相続税	●	●	●		19
贈与税	●	●	●		19
利子に対する税	●				19
自動車税・自動車取得税・軽自動車税	●	●	●		19
関税	●				19
公共料金等の割引	身体	療育	精神	その他	
有料道路通行料金	●	●			20
JR・あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道 ・地鉄バス	●	●	●		21
国内航空	●	●	●		22
タクシー料運賃	●	●	●		22
NHK放送受信料・ケーブルテレビ受信料	●	●	●		22
電話番号の無料案内	●	●	●	●	22
携帯電話基本使用料等	●	●	●	●	22
その他の福祉サービス	身体	療育	精神	その他	
富山県ゆずりあいパーキング利用証制度	●	●	●	●	23
ヘルプマーク	●	●	●	●	23
NET119緊急通報システム	●				24
郵送貸出サービス	●	●	●		24
参考資料	身体	療育	精神	その他	
障害者福祉サービス等級別一覧表	●	●	●	●	25～29
障がい者に関するマークの紹介	●	●	●	●	

この福祉ガイドは、障がいのある方々に対する福祉制度やサービスについての概要を紹介したものです。詳しい内容については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

障害者手帳の交付

【窓口】福祉課（市役所）

TEL 54-2502

市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

○身体障害者手帳（赤色）

身体に一定以上の永続的な障がいがある方で、その障がいが「身体障害者障害程度等級表」の基準に該当すると認められた場合に交付されます。

原則、発症日より6か月以上経過した日から申請できます。

・障がいの種類

視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい
肢体不自由（上肢、下肢、体幹、移動機能障がい）

内部障がい（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能障がい）

・障がいの程度

1級～6級

・交付申請に必要なもの

申請書（窓口にあります）

所定の診断書・意見書（窓口にあります）

顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

○療育手帳（緑色）

知的発達に一定以上の障がいがある方で、富山県児童相談所（18歳未満）又は富山県障害者相談センター（18歳以上）の判定に基づいて交付されます。

・障がいの程度

A、B

※療育手帳に次の判定年月が記入されている場合は、その月の前月に届け出て再判定を受けなければ諸手当等の証明に使用できないことがあります。

・交付申請に必要なもの

申請書（窓口にあります）

現在の療育手帳（新規の場合除く）

顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

○精神障害者保健福祉手帳（青色）

精神疾患のため、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約がある方に交付されます。

・障がいの程度

1級～3級

・交付申請に必要なもの

申請書（窓口にあります）

所定の診断書または精神障がいを支給事由とする障害年金証書及び年金振込（支払）
通知書の写し

顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

障害者手帳の諸手続き

☞ 障害者手帳の交付後、次のような場合は手続きが必要です。

- ・ 氏名、住所またはその他記載事項に変更があったとき
- ・ 障害者手帳を紛失または破損されたとき
- ・ 障がいの程度が変わったとき
- ・ 再判定が必要なとき
- ・ 障がい者本人が亡くなったとき

※黒部市外へ転出される場合

転出先の市町村担当窓口で届出をしてください。

なお、施設入所支援を受けている方は、黒部市役所の担当窓口にお問い合わせください。

障害者相談員

身体障害者相談員は、相談員本人が身体障がい者である者、知的障害者相談員は、知的障がい者の保護者で、それぞれ市長から委嘱を受けています。

相談員の役割

障がい者の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、福祉事務所などの関係機関の業務に対する協力や地域活動における役割を担うことを業務とします。

障がい区分		相談員氏名	居住地区
身 体	聴 覚	中瀬 智 博	若 栗
		宮崎 義 明	石 田
	肢 体	伊東 高 志	大 布 施
		中村 早 苗	生 地
		花本 親 明	若 栗
知 的	能沢 美紀子	三 日 市	
	松岡 洋	荻 生	

令和5年10月現在



医療費の助成

○重度心身障害者等医療費の助成・障害後期高齢者医療一部負担金の還付

【窓口】 保険年金課（市役所） TEL 54-2578

市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

①重度心身障害者等医療費の助成

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A または精神障害者保健福祉手帳 1 級をもっておられる方で、0～60 歳未満（前年中の世帯合計所得金額 1,000 万円以下）及び 60 歳～65 歳未満（所得制限なし）の方の医療費の自己負担額を全額助成します。（障Ⅰ）

65 歳以上 70 歳未満の身体障害者手帳 4 級の一部及び 5～6 級、療育手帳 B の方については、前年の所得が一定額以下の場合、医療機関の窓口での負担が 3 割から 2 割になります。（障Ⅱ）

☞手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証

②障害後期高齢者医療一部負担金の還付

・65 歳以上の身体障害者手帳 1 級～3 級及び 4 級の一部、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1, 2 級の方については、医療機関の窓口で支払った一部負担金を申請により、払い戻します。

☞手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・本人名義の通帳

○自立支援医療

【窓口】 福祉課（市役所） TEL 54-2502

市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

- (1) 更生医療
- (2) 育成医療
- (3) 精神通院医療

利用者負担は、原則、医療費の 1 割となります。

ただし、世帯等所得に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します。

支給を受けるには

- ・市への事前申請が必要です。
- ・指定自立支援医療機関での医療のみが対象となります。

利用者負担上限額

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上 (23万5千≧市町村民税(所得割))
	市町村民税非課税 本人収入≦80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≦市町村民税<23万5千 (所得割)	
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円		
			重 中間所得層1 負担上限額 5,000円	度 中間所得層2 負担上限額 10,000円	かつ 続(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・ 疾病等に関わらず、医療保険の高額療養費で多数該当の方

(1) 更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その身体障がいそのものを除去あるいはその程度を軽減し、日常生活の回復を図るために行われる医療に対して、その費用の全部又は一部を助成します。

○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（窓口にあります）
- ・ 所定の診断書
- ・ 同じ医療保険に加入する者全員の健康保険証
- ・ 身体障害者手帳（心臓手術をされた方は同時申請の場合あり）
- ・ 特定疾病療養受療証（腎臓機能障がい人工透析療法を受けている方）
- ・ 年金額のわかるもの（障害年金や遺族年金を受給されている方）

○入院時の食事

入院中の食事代は、自己負担になります。

更生医療の適用対象例

- | | |
|----------|-----------------|
| ①視覚障がい | 角膜移植術、白内障手術 |
| ②聴覚障がい | 人工内耳埋込術、鼓膜形成術 |
| ③肢体不自由 | 関節形成術、関節固定術 |
| ④心臓障がい | ペースメーカー移植術、弁置換術 |
| ⑤腎臓障がい | 人工透析、腎移植術 |
| ⑥口蓋裂後遺症 | 歯科矯正 |
| ⑦小腸障がい | 中心静脈栄養 |
| ⑧肝臓機能障がい | 肝臓移植術 |

(2) 育成医療

18歳未満の身体に障がいのある児童又は現在の疾病を放置しておくとも将来障がいに至ると認められる児童が、その障がいの軽減又は除去に必要な医療を受ける際の費用の全部又は一部を助成します。

整形外科、眼科及び耳鼻咽喉科関係の疾患、先天性の臓器障がい、腎不全に対する人工透析、後天性心臓機能障がい等に適用されます。

○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（窓口にあります）
- ・ 所定の診断書
- ・ 児童と同じ医療保険に加入する者全員の健康保険証
- ・ 特定疾病療養受療証（腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合）

○入院時の食事

入院中の食事代は、原則自己負担になります。

(3) 精神通院医療

通院による精神医療を継続的に受ける際の費用を助成します。

○申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（窓口にあります）
- ・ 所定の診断書
- ・ 同じ医療保険に加入する者全員の健康保険証
- ・ 年金証書、年金振込通知書（障害年金を受給されている方）
- ・ 自立支援医療受給者証（持っている方のみ）



自立支援のサービス

○補 装 具

【窓口】福祉課（市役所）Tel 54-2502

身体障がい者の方の失われた部分や機能を補うために長期間にわたり継続して使用する用具の交付・借受け・修理を受けることができます。

購入・借受け・修理する前に申請が必要です。

- 対象者 身体障害者手帳所持者（難病患者等も対象になるものがあります。）
※介護保険対象者（65歳以上・40歳以上65歳未満の特定疾病に認定されている者）や労働災害補償保険法等、他法により給付等が受けられる方は、そちらが優先されます。
※世帯の所得によっては対象外になることがあります。
※借受け要件について
身体の成長や障がいの進行により、補装具の短期間の利用となる場合や補装具の購入に先立ち、複数の補装具の比較検討が必要な場合に対象になります。

○対象補装具<太字は介護保険で利用できる用具、下線は借受けができる用具>

視覚障がい者	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡・コンタクトレンズ
聴覚障がい者	補聴器（2・3級：重度難聴用、4・6級：高度難聴用）
両下肢機能全廃 及び言語機能全廃	重度障害者用意思伝達装置（まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を使って「はい・いいえ」の意思表示が出来るもの）
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、<u>座位保持装置</u>
18歳未満のみ	<u>座位保持椅子、起立保持具</u>

注1 既製品のもので介護保険と共通する品目（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖）については介護保険で、障がい者の身体状況により個別に対応することが必要と判断される場合（オーダーメイド等）は障がい者施策で対応します。

注2 補装具は種目や型式ごとに耐用年数が設定されており、再交付は耐用年数が経過してからとなります。

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・補装具費（購入・修理）支給申請書（窓口にあります）
- ・所定の用紙による医師意見書

※難病患者の方は医師診断書又は特定疾患医療受給者証の写しが必要です。

○利用者負担 利用者負担はありません。

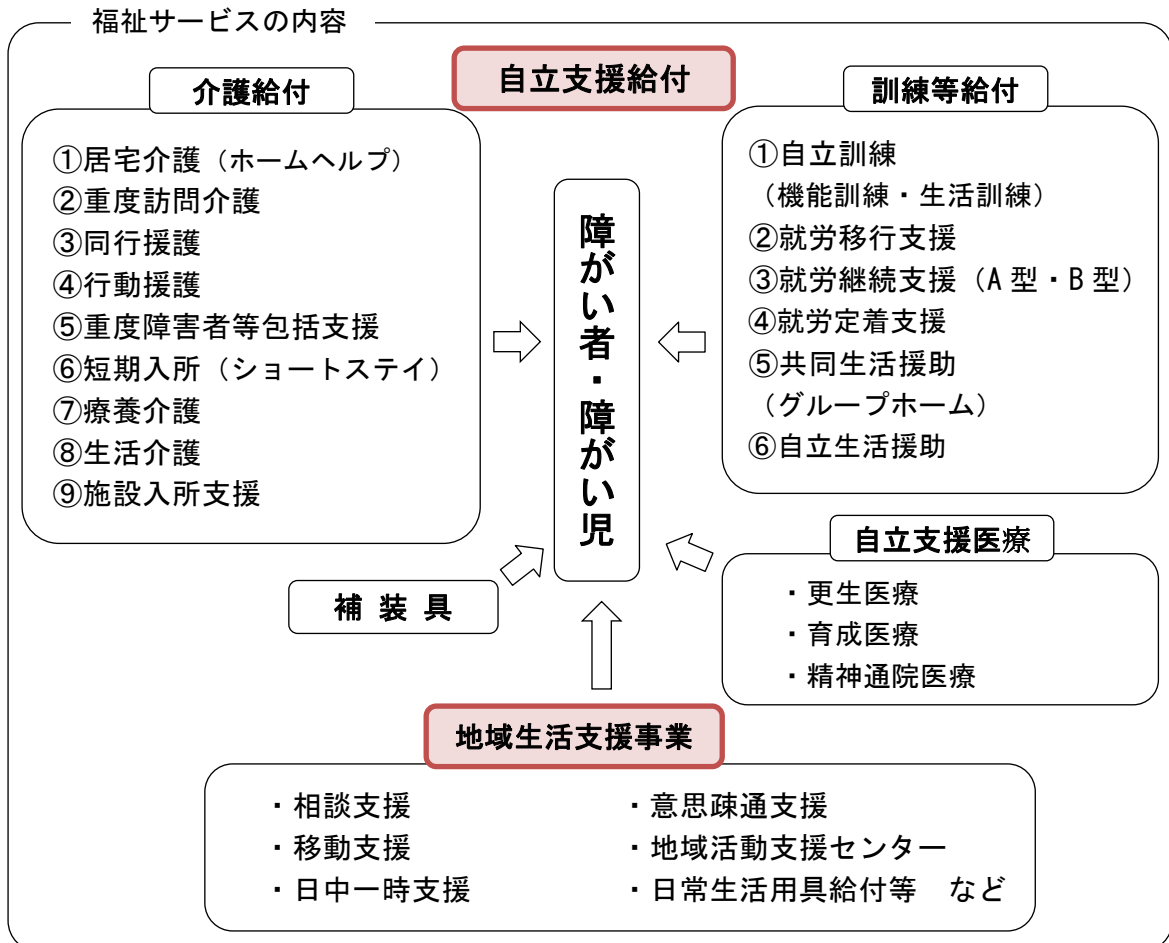


○自立支援給付

障害福祉サービスは、障がいの種類（身体、知的、精神）に関わらず、必要なサービスを利用できるようサービス利用の仕組みが一元化されました。

障害者手帳の有無に関わらず、難病等の方々も福祉サービスの対象となり、必要と認められた福祉サービスの受給が可能となりました。

サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて負担上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。



※介護保険制度と総合支援法との適用関係等について

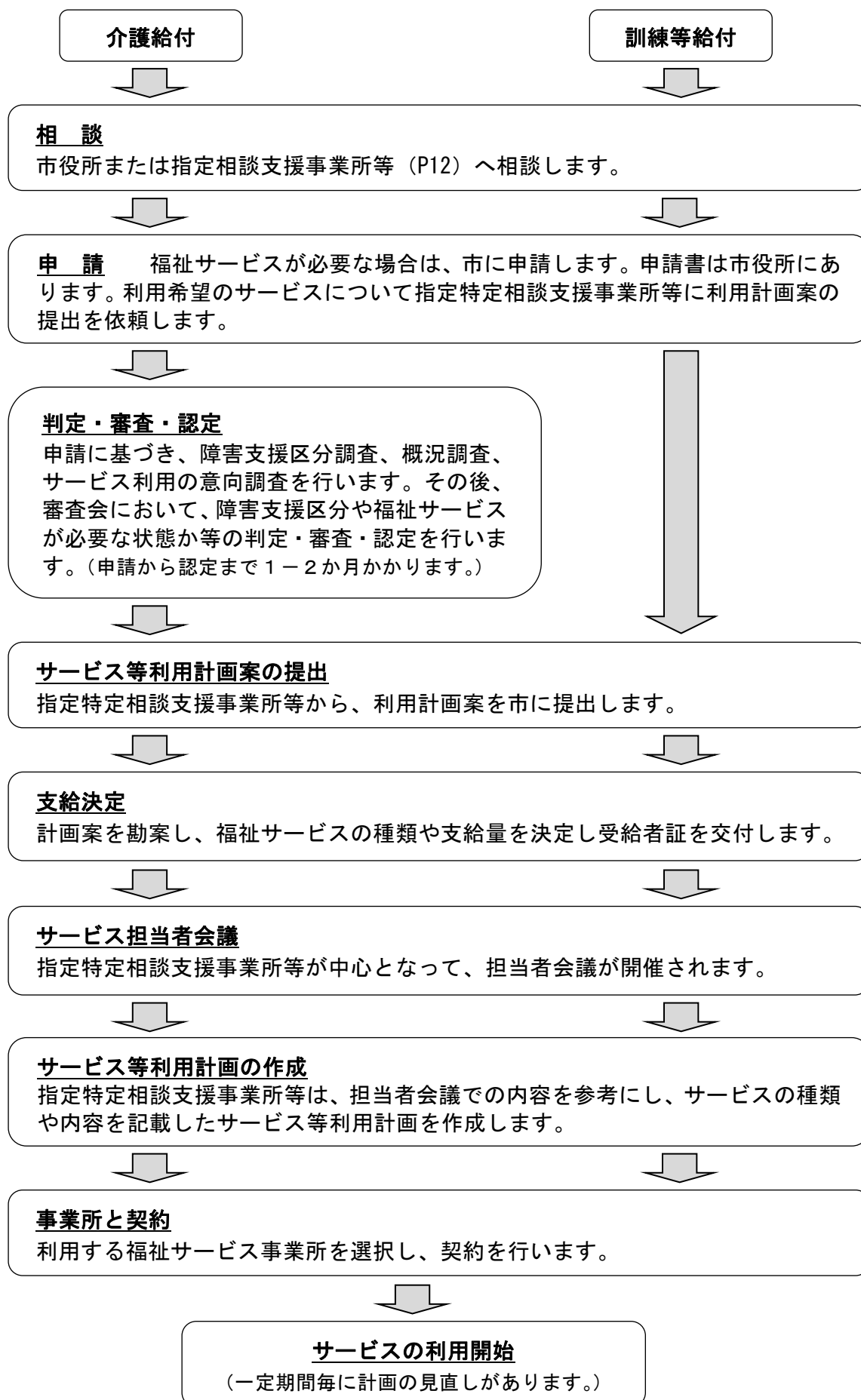
65歳以上（「特定疾病」による場合は40歳以上65歳未満）の障がい者が、介護保険制度と共通する在宅介護サービスを利用しようとする場合は、まず、要介護等認定申請を行うことが必要となります。

サービスによっては、介護保険の在宅介護サービスの利用を優先します。

* 特定疾病

①初老期における認知症 ②脳血管疾患 ③筋萎縮性側索硬化症 ④進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑤脊髄小脳変性症 ⑥多系統萎縮症 ⑦糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑧閉塞性動脈硬化症 ⑨慢性閉塞性肺疾患 ⑩両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ⑪関節リウマチ ⑫後縦靭帯骨化症 ⑬脊柱管狭窄症 ⑭骨折を伴う骨粗鬆症 ⑮早老症 ⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

<サービス利用までの流れ>



＜サービス等利用計画＞

さまざまなサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、本人を中心とした「望んでいること」「何を支援すればよいか」「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政等とネットワークを構築しながら支援を行うための計画です。

計画は、「指定特定相談支援事業所」または「指定障害児相談支援事業所」が作成します。

＜サービス利用者負担＞

サービスを利用したときは、原則として利用者はその費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて負担上限額が設定されております。

所得区分	対象となる世帯（※1）	負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得（1・2）	市民税非課税世帯	0円
一般1（※2）	居宅で生活する障がい児の世帯	4,600円
	居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者の世帯	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

※1 世帯の範囲については

18歳以上の障がい者（施設入所の18、19歳を除く）…障がい者とその配偶者

児童（ ” を含む）…保護者の属する住民基本台帳上の世帯

※2 市民税所得割額が16万円（障がい児及び20歳未満の施設入所者にあつては28万円）未満の世帯

◇介護給付

サービスの名称	内 容	
①居宅介護 （ホームヘルプ）	日常生活に支障のある身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者及び難病患者で、一人暮らしや家族が介護できない場合に、ホームヘルパーが訪問し入浴や家事など日常生活のお世話をいたします。	訪問系サービス
②重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があり常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に行います。	
③同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に、移動の援護及び外出時において必要な介護等の援助を行います。	
④行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい制限のある方が、主として外出する時に危険を回避するために必要な援助や移動中の介護等を行います。	
⑤重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	
⑥施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	施設系

⑦短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気その他の理由により、一時的に夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	日中活動系サービス
⑧療養介護	医療及び常に介護を必要とする方に、主として昼間、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のお世話を行います。	
⑨生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	

◇訓練等給付

サービスの名称	内 容	
①自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	日中活動系
②就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	
③就労継続支援 (A型=雇用型 B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	
④就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	
⑤共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居に入居にしている方に、家事援助、生活相談等日常生活上の支援を行います。必要に応じて入浴、排せつ又は食事などの介護の提供を受けることもできます。	居住系
⑥自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	

◇児童の通所

サービスの名称	内 容
①児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
④保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

○地域生活支援事業

◇相談支援

問い合わせ先	事業内容
<u>指定相談支援事業所</u> 障害者社会復帰センター あゆみの郷 サポート新川 (TEL23-0009) 相談支援事業所 らいとほうす (TEL32-4661) 新川むつみ園 (TEL78-1140)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの利用援助 ・ 社会資源の活用や社会生活を高めるための支援 ・ 権利擁護のために必要な援助 ・ 介護相談や情報の提供等を総合的にを行います。 (対 象) 身体・知的・精神障がい者 (利用料) 無料

◇意思疎通支援

問い合わせ先	事業内容
<u>コミュニケーション支援事業</u> 富山県聴覚障害者協会 (TEL076-441-7331) (Fax076-441-7305)	聴覚障がいのある方に社会生活上外出が必要なとき等、手話通訳者を派遣します。 (対 象) 聴覚障がい者 (利用料) 無料

◇移動支援

問い合わせ先	事業内容
<u>移動支援事業</u> 市役所福祉課 (TEL54-2502)	自立支援給付の対象とならない外出時の円滑な移動を支援します。 (1) 個別支援型 (2) 車両移送型 (対 象) 身体・知的・精神障がい者 (児) (利用料) 原則1割負担
<u>介護用自動車の貸出し</u> おらはうす宇奈月 (TEL65-1180)	外出支援用の介護用自動車を貸出しています。 (対 象) 車椅子使用の障がい者 (利用料) 無料* ガソリン代別途

◇地域活動支援センター

問い合わせ先	事業内容
障害者社会復帰センター あゆみの郷 サポート新川 (TEL23-0009)	創作的な活動や生産活動の機会を提供していきます。また、情報交換や交流の場として利用していきます。 (対 象) 精神障がい者 (利用料) 無料

◇成年後見制度利用支援

問い合わせ先	事業内容
市役所福祉課 (TEL54-2502)	成年後見制度を利用する必要があると認められるにも関わらず身寄りがない等の場合に、市長が成年後見制度の申し立てを行い、申し立てに要する費用の一部及び後見人等の報酬の一部を助成します。 (対 象) 知的・精神障がい者

◇社会参加促進

問い合わせ先	事業内容
<u>声の広報等発行事業</u> 黒部市社会福祉協議会 (Tel.54-1082 Fax 52-2797) [朗読ボランティア 「黒部リーディンググループ」]	毎月発行の「市報くろべ」や「声のたよりド・レ・ミ」等のカセットテープ、CD版を貸し出しています。 (利用料) 無料
<u>手話奉仕員養成事業</u> 市役所福祉課 (Tel.54-2502) [新川ろう連合会]	手話奉仕員養成講座を開催しています。 (対象) 隔年開催 「入門課程」: 手話の学習経験の少ない方等 「基礎課程」: 入門課程を修了した方 (利用料) 無料 *テキスト代別途
<u>生活訓練事業</u> 社会福祉法人 せせらぎ会 (Tel.52-4855)	日常生活上必要な知識及び能力の向上のための訓練や指導等を行います。 (対象) 精神障がい者 (利用料) 無料
<u>日中一時支援事業</u> 市役所福祉課 (Tel.54-2502)	日中の一時預かりをします。 (対象) 身体・知的・精神障がい者(児) (利用料) 無料 *実費のみ
<u>更生訓練費</u> 市役所福祉課 (Tel.54-2502)	訓練に係る経費を支給します。 (対象) 就労移行支援事業・自立訓練事業利用者で、利用者負担額がない方 (支給額) 1,600円/月~3,150円/月
<u>自動車免許取得費の助成</u> 市役所福祉課 (Tel.54-2502)	自動車免許取得に要する経費の一部を助成します。 (対象) 身体障害手帳(1~4級)・療育手帳を所持し、自動車免許取得に必要な適性試験に合格した方 (助成限度額) 10万円
<u>自動車改善費の助成</u> 市役所福祉課 (Tel.54-2502)	自動車の改造に要する経費の一部を助成します。 (対象) 身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹機能障がい1・2級)を所持し、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限を超えない方 (改造対象) 障がい者が所有・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部の改造(1車両1回限り) (助成限度額) 10万円

◇日常生活用具の給付

【窓口】福祉課（市役所）TEL 54-2502

在宅の障がい者の方の日常生活での便宜を図り、介護負担を軽減するために、浴槽、便器、特殊寝台、マット、視覚障害者用時計、テープレコーダー、体温計、ストマなどの用具の給付を行います。原則として1割の利用者負担がありますが、所得に応じて一定の負担上限があります。購入する前に申請が必要です。

- 対象者 身体・知的障がい者（難病患者等も対象になるものがあります。）
※介護保険対象者（65歳以上・40歳以上65歳未満の特定疾病に認定されている者）や高齢者日常生活用具により給付（貸与）等が受けられる方は、そちらが優先されます。

- 申請に必要なもの
- ・身体障害者手帳
 - ・日常生活用具給付申請書（窓口にあります）
 - ・品目によって、その他書類（紙おむつ意見書等）が必要な場合があります。

日常生活用具（例）



◇軽度・中度等難聴児のための補聴器購入費助成

【窓口】福祉課（市役所）TEL 54-2502

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ることを目的として、補聴器購入費の一部を助成します。購入する前に申請が必要です。

- 対象者（次の要件を満たす方。ただし、世帯の所得制限があります。）
- （1）黒部市内に住所を有すること
 - （2）18歳以上に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
 - （3）両耳の聴力レベルが原則として、30dB以上70dBデシベル未満であること
 - （4）その他、下記の医療機関に属する医師により診断されていること
黒部市民病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、
富山大学附属病院、厚生連高岡病院、みみはなのど あそうクリニック
- 申請に必要なもの
- ・交付申請書（窓口にあります）
 - ・医師意見書（所定の用紙は福祉課にあります）

在宅福祉サービス

○身体障害者住宅改善費の助成

【窓口】福祉課（市役所）Tel 54-2502

在宅の重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、住宅の改善費の一部を助成します。

○対象者

- 世帯の所得税額が 287,500 円以下の世帯
- 肢体不自由 1・2 級の手帳所持者
- 視覚障がい者 1・2 級の手帳所持者
- 内部障がい補装具として車椅子の給付を受けている方

○改善の対象

既存住宅の居室、洗面所、便所、浴室、玄関、廊下等の設備や構造等の改善
(新築増築は除く)

○助成限度額（この制度を利用できるのは原則 1 回まで）

- ・ 所得税非課税世帯 90 万円
 - ・ 所得税課税額 287,500 円以下の世帯 60 万円（工事費用の 2/3 まで）
- ※日常生活用具の居宅生活動作補助用具や介護保険の住宅改善費（最高 20 万円）の対象となるものについては、その制度が優先されます。

○福祉タクシー・ガソリン共通券

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加活動を促進し、福祉の増進を図るために福祉タクシー・ガソリン共通券を交付します。

※毎年 4 月 1 日現在で次の対象者に該当する方に交付します。

- | | |
|------|---|
| ○対象者 | (1) 身体障害者手帳 1～2 級に該当する方
(2) 療育手帳 A に該当する方
(3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方 |
| ○交付数 | 11,000 円相当の利用券 1 冊（年 1 回） |
| ○対象者 | (1) 身体障害者手帳 3～6 級に該当する方
(2) 療育手帳 B に該当する方
(3) 精神障害者保健福祉手帳 2 級～3 級に該当する方 |
| ○交付数 | 3,000 円相当の利用券 1 冊（年 1 回） |



年金や手当の支給

○障害基礎年金（国民年金）

【窓口】 保険年金課（市役所） TEL 54-2578
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

国民年金に加入する方で、64歳までに障害等級表1級・2級（障害者手帳とは異なる）になった方に支給されます。（20歳から請求できます。）申請には、専用の診断書などが必要です。

○対象者

- ① 障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日が、20歳前か国民年金加入中または、日本国内に住んでいる60歳以上64歳までの方で年金制度に加入していない期間にあること。
- ② 保険料の納付要件を満たしていること。
20歳前の年金制度に加入していない期間に、初めて診察を受けた場合は、納付要件は不要です。
- ③ 老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は、該当しません

○年金額（令和5年4月～）

- ・ 1級 年額 993,750円＋子の加算
- ・ 2級 年額 795,000円＋子の加算

○障害厚生年金

【窓口】 魚津年金事務所（魚津市本江1683-7）TEL 24-5153

厚生年金加入中に、国民年金法に定める1・2級または厚生年金法に定める3級の障がい状態になった方に支給されます。



○特別障害給付金

【窓口】 魚津年金事務所（魚津市本江1683-7）TEL 24-5153

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

○特別児童扶養手当

【窓口】 こども支援課（市役所） TEL 54-2577
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

身体や精神に中程度以上の障がいがある児童（20歳未満）を、在宅で監護・養育している方に支給されます。

○手当額（令和5年4月～）
1級 月額 53,700円
2級 月額 35,760円

* 公的年金を受けることができる場合や所得額により、支給されないことがあります。

○児童扶養手当

【窓口】 こども支援課（市役所） TEL 54-2577
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

児童が18歳になる年度末までの間、父または母と死別・離別、あるいは父または母に重度の障害がある場合等に、児童を監護・養育している方に支給されます。

※児童に中等度以上の障がいがある場合は20歳まで支給されます。

○手当額（令和5年4月～）

・全部支給の場合

児童1人 月額 44,140円
児童2人 月額 54,560円

・一部支給の場合

児童1人 月額 44,130円 ～ 10,410円
児童2人 月額 54,540円 ～ 15,620円

* 公的年金を受けることができる場合や所得額により、支給されないことがあります。



○障害児福祉手当 【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

日常生活（在宅）において、常時介護を要する重度障がいの児童（20歳未満）に支給されます。

* 公的年金を受けることができる場合や所得額により、支給されないことがあります。

○手当額（令和5年4月～） 月額 15,220円

○特別障害者手当 【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

日常生活（在宅）において、常時特別な介護を要する20歳以上の重度障がい者に支給されます。

○手当額（令和5年4月～） 月額 27,980円

* 所得額等により支給されないことがあります。障害基礎年金とは併給できます。

○黒部市心身障害児福祉金 【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

身体障害者手帳1～5級もしくは療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、市内在住の児童（3歳～20歳未満）本人またはその保護者に支給します。

○支給額 14,400円（年額）

○黒部市心身障害者福祉金 【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

身体障害者手帳1～3級もしくは療育手帳または精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちで、市内在住の方（20歳以上）に支給します。

○支給額 5,000円（年額）

○黒部市心身障害者介護手当 【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの在宅障がい者を介護している方で、生計を一にしている方に介護手当を支給します。

○支給額 20,000円（年額 月割り計算あり）

* 療育手帳Bは5,000円（年額）

○心身障害者扶養共済制度 【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

身体障害者手帳1～3級もしくは療育手帳または同等の心身障がい（精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）を持つ障がい者の保護者（親）が、一定期間掛金を納付し、その保護者が死亡又は重度障がい者となった場合に、障がい者（子）に一定額の年金が終身にわたり支給されます。

○年金額 月額 20,000円（1口加入）、月額 40,000円（2口加入）

税金の控除・減免

* 申請等に必要な書類については直接お問合せください。

問い合わせ先		内容
市民税・所得税	魚津税務署 TEL 24-1370 市役所税務課 TEL 54-2117	申告により、障がい者本人や障がい者を扶養している方の所得金額から障がい等級に応じた金額が控除されます。 (対象) ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ※対象となるのは、前年の12月31日までに手帳を取得された方です。
事業税	富山県総合県税事務所 TEL 076-444-4506	申告により、障がい者本人又は障がい者を扶養している方の個人事業税が減免されます。 (対象) ・身体障がい者本人が事業を行う場合 ・特別障がい者又は特別障がい者を扶養している方が事業を行う場合
相続税	魚津税務署 TEL 24-1370	相続人が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障がい者は20万円)が、障害者控除として相続税額から差し引かれます。
贈与税	魚津税務署 TEL 24-1370	一定の信託契約に基づき特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち6,000万円まで、特別障がい者以外の精神障がい者の方については、3,000万円まで贈与税がかかりません。
利子に対する税	魚津税務署 TEL 24-1370 金融機関	身体障害者手帳の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。マル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳を提示して確認をうける必要があります。
自動車税・自動車取得税・軽自動車税	<u>普通自動車</u> 富山県総合県税事務所 自動車税センター TEL 076-424-9211 <u>軽自動車</u> 市役所税務課 TEL 54-2117	一定以上の障がい等級をお持ちの方が取得又は所有する自動車に関する税金が減免になります。 (対象) ・障がい者本人が運転する自動車 ・障がい者の通院・通学等のために障がい者と生計を一にする方が運転する自動車 ・障がい者(障がい者のみの世帯に限る)の通院・通学等のために常時介護する方が運転する自動車 ※1 減免対象となる自動車は、障がい者1人につき1台です。 2 減免対象となる自動車は障がい者本人名義に限ります。ただし、18歳未満の身体障がい者及び知的・精神障がい者については、生計同一の方名義でも対象となります。 3 営業用自動車、リース車は減免の対象になりません。
関税	大阪税関富山出張所 TEL 076-437-9895	身体障がい者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善又は社会福祉施設に寄贈された物品については、関税が免除されます。

公共料金等の割引

○有料道路通行料金

【窓口】福祉課（市役所） TEL 54-2502
市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211
中日本高速道路株式会社
NEXCO 中日本お客様センター TEL 0120-922-229

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障がい者に対して、有料道路通行料金が割引されます。割引を受けるためには、福祉課窓口の窓口または、オンライン申請（<https://www.expressway-discount.jp>）により事前続きが必要です。

○対象となる障がい要件

- ・身体障がい者が自ら運転する場合（第2種の方）
- ・重度の身体・知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合（第1種の方）

○対象外の自動車

- ・事業用、営業用の自動車
- ・法人所有車両 など

○申請に必要なもの

	ETCなし	ETC有り
身体障害者手帳又は療育手帳	○	○
自動車の車検証	○※	○
運転免許証（障がい者本人運転の場合）	○	○
障がい者本人名義のETCカード（未成年は保護者名義可）		○
「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」		○

※自動車登録しない場合は不要

○割引率 50%

○割引有効期間 手続き終了日から原則2回目の誕生日まで
*更新手続きの受付は割引有効期限の2か月前からできます。

○料金所での通行方法

- ・料金所の係員に必要事項が記載された（シール貼付）障害者手帳を提示してください。
- ・ETCをご利用の場合は、事前に登録されたカードを登録されたETC車載器に挿入して通行してください。

※他の料金割引等と障害者割引との重複適用はされません。どちらの割引要件も満たしている場合は、割引後の料金が安価な方が適用されます。

○あいの風とやま鉄道・JR・私鉄（電車・バス）

【窓口】あいの風富山鉄道 TEL 076-444-1300
 JR TEL 076-265-5655
 富山地方鉄道・地鉄バス TEL 076-432-3456

※身体障害者手帳や療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種・第2種と記載されています。精神障害者保健福祉手帳は顔写真付きに限ります。

区分	対象者	割引内容	割引率
JR	第1種 身体障がい者 療育A	(介護者と乗車する場合) 本人と介護者1名の普通乗車券、定期券(小児定期券除く。 介護者は通勤定期券に限る。)、回数券及び普通急行券 (単独乗車の場合は第2種と同様の扱い)	5割
	第2種 身体障がい者 療育B	(単独乗車の場合) 片道100キロを超える場合の普通乗車券 (定期券を使用する12歳未満の者が介護者と乗車する場合) 介護者1名の通勤定期券	5割 5割
あいの風とやま鉄道	第1種 身体障がい者 療育A 精神1級	本人と介護者1名の運賃	5割
	第2種 身体障がい者 療育B 精神2・3級	本人の運賃 本人12歳未満の場合、介護者の定期券	5割
富山地方鉄道	第1種 身体障がい者 療育A 精神1級	(介護者と乗車する場合) 本人と介護者1名の普通乗車券、定期券(小児定期券除く。 介護者は通勤定期券に限る。)及び回数券 (単独乗車の場合は第2種と同様の扱い)	5割 5割
	第2種 身体障がい者 療育B 精神2・3級	(単独乗車の場合)普通乗車券 (定期券を使用する12歳未満の者が介護者と乗車する場合) 介護者1名の通勤定期券	5割 5割
地鉄バス	第1種 身体障がい者 療育A 精神1級	(介護者と乗車する場合) 本人と介護者1名の普通乗車券、回数券 本人と介護者1名の定期券(小児定期券除く。介護者は通 勤定期券に限る。) (単独乗車の場合は第2種と同様の扱い)	5割 3割
	第2種 身体障がい者 療育B 精神2・3級	(単独乗車の場合) 普通乗車券、回数券 定期券(小児定期券除く。)	5割 3割

乗車券発行所において手帳を提示して乗車券を購入して下さい。ただし、私鉄のワンマン電車・バスは運賃を支払うとき乗務員に手帳を提示して下さい。

○国内航空

【窓口】各航空券発売所

航空券発売所で国内搭乗券を購入されるときに、手帳を提示してください。

対象者 (12歳以上のみ)	割引内容
身体障がい者	(介護者と搭乗する場合) 本人と介護者1名の普通大人片道運賃
療育A・B	(単独搭乗の場合) 普通大人片道運賃
精神障がい者	航空会社や路線によって割引内容や割引率が異なります。 航空券発売所にてご確認ください。

○タクシー運賃

【窓口】富山県タクシー協会

TEL 076-423-0622

富山個人タクシー協同組合

TEL 076-424-1635

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方は、タクシー運賃が10%割引になります。乗車時に手帳を提示して下さい。

精神保健福祉手帳の交付を受けた方は各タクシー会社へお問い合わせください。

○NHK放送受信料、ケーブルテレビ（エコノミーのみ）受信料

【窓口】福祉課（市役所）

TEL 54-2502

NHK富山放送局

TEL 076-444-6640

みらーれテレビ(ケーブルテレビ)

TEL 74-9321

次の方は、受信料が減免されます。身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び印鑑を福祉課に持参し、申請手続きをしてください。

全額免除	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	障がい者が世帯構成員であり世帯全員が市民税非課税
半額免除 (障がい者本人が世帯主でかつ契約者)	身体障がい者	視覚障がい者又は聴覚障がい者 重度(1・2級)の身体障がい者
	知的障がい者	障害程度がAの方
	精神障がい者	障害等級が1級の方

○電話番号の無料案内

【窓口】各電話会社

障害者手帳の種類や等級などによっては、事前申込みにより電話番号の問い合わせが無料になります。対象となる障害程度等については各電話会社にお問い合わせください。

○携帯電話基本使用料等

【窓口】各携帯電話会社

障がい者が契約している携帯電話の基本使用料等が、事前の申し込みにより割引されます。割引内容等については各携帯電話会社にお問い合わせください。



その他の福祉サービス

○富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度



【窓口】福祉課（市役所）

TEL 54-2502

市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

障がいのある方など歩行が困難な方に対し、障害者等用駐車区画の優先利用の対象者であることを示す利用証を交付し、公共施設や商業施設の協力駐車区画を利用する際に利用証を外から見えるように車内に掲示していただくことで、円滑に駐車区画をご利用できます。

交付をご希望の方は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類も必要。）等を窓口を持参し、交付申請してください。

（交付対象者）

区分		交付基準		
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳	4級以上の者	
	聴覚または 平行機能の障害		聴覚障害	3級以上の者
			平衡機能障害	5級以上の者
	肢体不自由		上肢	2級以上の者
			下肢	6級以上の者
			体幹	5級以上の者
	脳原性運動 機能障害		上肢機能	2級以上の者
			移動機能	6級以上の者
	心臓機能障害		4級以上の者	
	腎臓機能障害		4級以上の者	
	呼吸器機能障害		4級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上の者	
	小腸機能障害		4級以上の者	
	肝臓機能障害		4級以上の者	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上の者	
知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がAの者			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳2級以上の者			

（利用証）

車椅子使用者用



車椅子使用者以外



○ヘルプマーク・ヘルプカード 【窓口】福祉課（市役所）

TEL 54-2502

市民サービス課（宇奈月サービスセンター） TEL 65-0211

ヘルプマークは援助や配慮を必要としている方々が、周囲にその旨を知らせることで援助が得られやすくなるように作成されたマークです。交付をご希望の方は窓口にお申し出ください。

*** 富山県では、令和5年4月よりヘルプカードを導入しました。**

住所や連絡先、手助けしてほしいことなどを、個人情報の保護に留意して記入し、普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードです。

様式は、富山県 HP よりダウンロードいただけるほか、窓口でも交付しています。

ヘルプマーク



ヘルプカード



○NET 119 緊急通報システム

【窓口】新川地域消防本部通信指令課

TEL 54-0119 FAX 54-3992

メール afd@niikawa119.jp

聴覚や発話に障がいのある方が、急病やケガ・火災・災害・事故の際にスマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報できるサービスです。利用するためには窓口での**事前登録が必要**です。

○対象者

聴覚障がい 2・3 級、音声・言語機能又はそしゃく機能障がい 3 級の音声通話による通報が困難な方で、管内（黒部市、入善町、朝日町）に居住または通勤・通学している方

○申請方法

必要事項を記入した申請書兼同意書と登録するスマートフォンや携帯電話等を持参のうえ、登録者本人が**新川地域消防本部通信指令課**で申請してください。

※ 申請書兼同意書は新川地域消防本部 HP (<http://www.niikawa119.jp>) からダウンロードいただくか、消防または市役所福祉課窓口で配布しています。

※ 迷惑メール設定をしている場合は、【web119.info】のドメインからメールを受信できるように設定を変更してください。（設定方法が分からない場合は携帯電話ショップへお問合せください。）

○郵送貸出サービス

【窓口】黒部市立あお一よ図書館

TEL 54-2311

Fax 52-5162

郵送貸出サービスは、図書館に来館することが難しい方に、図書館の資料を郵送するサービスです。（無料）

○対象者 黒部市内にお住まいの方で、次のいずれかの手帳の交付を受けている方

身体障がい者	肢体不自由 1 級または 2 級の方 心臓・腎臓・呼吸機能等の内部障害 1 級から 3 級までの方
知的障がい者	療育手帳所持者で障害程度欄が A の方
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の方

○申請方法

必要事項を記入した「郵送貸出登録書」と上記に該当する手帳を図書館窓口にご持参ください。利用者カードをお持ちでない方は利用者カードの登録も一緒に行います。

ご本人の来館が難しい場合、代理の方や郵送による申込みもできます。

※ 郵送貸出登録書は、図書館または市役所福祉課窓口で配布しています。

障がい者の等級別福祉サービス一覧表

◆本表の対象者の障がいの等級は概ねのものであり、詳細については担当窓口にお尋ねください。

制 度	医療費助成など								自立支援サービスなど	
	重度心身障害者等 医療費助成(重度)		重度心身障害者等 医療費助成(中・軽度)	後期高齢者医療費 一部負担金還付	ひとり親家庭等 医療費助成	自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療 (精神通院)	補装具	障害福祉サービス (生活介護・ホームヘルプサービスなど)
身体障害者手帳	視覚障がい		1~2	4~6	1~3	重度の障 がいの1、2級 A	1~6	1~6		○
	聴覚障がい		2	4~6	2~3		2~6	2~6		○
	平衡機能			5	3		3・5	3・5		○
	音声言語咀嚼機能				3・4		3・4	3・4		○
	肢体不自由	上肢	1~2	4~7	1~3		1~6	1~6		○
		下肢	1~2	4~7	1~3、4級 の一部		1~6	1~6		○
		体幹	1~2	5	1~3		1~5	1~5		○
	内部障がい		1	4	1・3		1~4	1~4		○
療育手帳(知的障がい)		A	B	A				○		
精神保健福祉手帳 (精神障がい)		1		1~2			○	○		
対 象 範 囲	60歳未満	60~65歳未満	65歳以上70歳未満	65歳以上	18歳までの児童を監護し、上記障がいがある者の配偶者及び児童	18歳以上	18歳未満	精神障がい及び精神障がいに付随する軽易な傷病	各々	心身の状態、日常生活や家族の状況等総合的に判断し、介護等が必要と認められる方
所 得 制 限	有	無	無	無	無	有	有	無	有	有
担 当 ・ 窓 口	福祉課・保険年金課		保険年金課	保険年金課	こども支援課・保険年金課	福祉課		福祉課	福祉課	福祉課
備 考	医療機関で福祉医療費請求書(水色の用紙)を提出すると医療費が無料になります。		医療機関で福祉医療費請求書(黄色の用紙)を提出すると医療費の一部が無料になります。	医療費の一部負担金の支払い後、領収書・印鑑等を持って保険年金課で手続きをすると還付されます。	医療機関で福祉医療費請求書(緑色の用紙)を提出すると医療費が無料になります。	角膜移植、水晶体摘出術、光彩切除術、外耳形成術、人工関節置換術、人工透析、ペースメーカー埋め込み術、腎移植術、肝臓移植術等及びこれに伴う免疫療法 ※指定医療機関で施術する場合のみ対象		医師の診察を受け、所定の申請書の医師の診断書欄に記入してもらい、申請書を提出。	1割の自己負担がありますが、市で全額助成し、無料交付。介護保険制度優先。	原則1割負担となりますが、軽減制度があります。「障害福祉サービス受給者証」を交付します。介護保険制度優先。
詳 細 ペ ー ジ	4			—	5	6	6	7	8-13	

障がい者の等級別福祉サービス一覧表

◆本表の対象者の障がいの等級は概ねのものであり、詳細については担当窓口にお尋ねください。

制 度	自立支援サービスなど			在宅福祉サービス		手当など						
	自動車改造費補助金	自動車運転免許取得費補助金	日常生活用具	住宅改善費補助金	福祉タクシー・ガソリン券	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当			
身体障害者手帳	視覚障がい	4級以上		1~2	1~6	重度、中度の障がい	重度の障がい 1,2級A	常時介護を要する程度	国民年金の2級以上の障がい が重複する程度	常時介護を要する程度		
	聴覚障がい				2~6							
	平衡機能				3・5							
	音声言語咀嚼機能				3・4							
	肢体不自由			上肢							1~2	1~6
				下肢	1~2						1~2	1~6
				体幹							1~2	1~5
内部障がい			車椅子交付の者	1~4								
療育手帳(知的障がい)		A・B		A・B								
精神保健福祉手帳(精神障がい)				1~3								
対 象 範 囲		運転に必要な適性試験合格者	各々	視覚と肢体の障害1・2級		20歳未満	18歳までの児童を監護し、上記障がいがある者の配偶者	3歳以上 20歳未満	20歳以上			
所 得 制 限	有	無	有	有	無	有	有	有	有			
担 当 ・ 窓 口	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	こども支援課	こども支援課	福祉課	福祉課			
備 考	最高限度額10万円。10万円と工事費のいずれか低い額を助成。	1人あたり10万円を限度として助成。	1割の自己負担があります。介護保険制度優先。	既存住宅の改善、段差解消、玄関スロープ化等。所得税非課税世帯最高90万円。課税世帯最高60万円。介護保険制度、次に日常生活用具を優先。	毎年4月1日時点で、身体障害者手帳1~2級、療育手帳A及び精神保健福祉手帳1級の手帳所持者に対し11,000円分、その他の手帳所持者に対し3,000円分の共通券を交付。	月額 1級(重度) 53,700円 2級(中度) 35,760円	全部支給 44,140円 一部支給 44,130円~ 10,410円	月額 15,220円 施設入所除く	月額 27,980円 施設入所、3ヶ月以上の入院除く			
詳 細 ペ ー ジ	13		14	15		17		18				

障がい者の等級別福祉サービス一覧表

◆本表の対象者の障がいの等級は概ねのものであり、詳細については担当窓口にお尋ねください。

制 度	手当など			税の控除・減免				運賃等の軽減			
	心身障害児・者福祉金		心身障害児・者介護手当	市民税・所得税	自動車税・自動車取得税	軽自動車税	預貯金の利子にかかる税 (障がい者等のマル優)	有料道路通行料金			
身体障害者手帳	視覚障がい	3 級	5 級	2 級	1～6	1～5	1～3、 4の1	○	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄 第1種	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄 第2種	
	聴覚障がい				2～6	2～3	2～3				
	平衡機能				3・5	3・5	3				
	音声言語咀嚼機能				3・4	3	3				
	肢体不自由				上肢	1～6	1～2				1、2の 1～2
					下肢	1～6	1～6				1～6
					体幹	1～5	1～5				1～5
内部障がい				1～4	1・3	1・3	○				
療育手帳(知的障がい)	A・B		A・B	A・B	A・B	A	○	A			
精神保健福祉手帳 (精神障がい)	1～2	1～3	1	1～3	1	1	○				
対 象 範 囲	20歳以上	3歳以上20歳未満	本人及び介護者が市内居住	身体1・2級、療育A、精神1級は特別障害者控除		他に自動車税の減免を受けていないこと	身体、療育、精神の手帳の交付を受けている者等	本人、介護者による運転も可能。自家用車1台を限定。	本人運転。自家用車1台を限定。		
所 得 制 限	無	無	無	—	—	—	—	無	無		
担 当 ・ 窓 口	福祉課	福祉課	福祉課	市税務課・税務署	自動車税センター	市税務課	各金融機関	福祉課			
備 考	12月支給 5,000円	12月支給 14,400円	4月支給(10～3月)10,000円 10月支給(4～9月)10,000円 療育手帳Bの方は(10～3月)2,500円 10月支給(4～9月)2,500円 当初のみ月割り計算あり	申告により所得から障害者控除できます。所得税は勤務先に手帳を提示。住民税申告・確定申告は翌年に。	障害者手帳所有者で、一定の要件を満たす場合減免となります。(使用者でも可の場合有) 年度途中でも手続きすれば納付したお金が戻ります。	障害者手帳所有者で、一定の要件を満たす場合減免となります。(使用者でも可の場合有)	申請により、預け入れた郵便貯金・少額預金及び購入した少額公債について、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。	半額割引(ETC走行時也可)。車検証(自動車登録する場合)、運転免許証(本人運転の場合)、手帳を持って福祉課で手続き。 ETCの場合は、ETCカード(本人名義)、ETC車載器セットアップ申込書、証明書も持参のこと。			
詳 細 ペ ー ジ	18			19				20			

障がい者の等級別福祉サービス一覧表

◆本表の対象者の障がいの等級は概ねのものであり、詳細については担当窓口にお尋ねください。

制 度		運賃等の軽減								
		J R		富山あいの風とやま鉄道・地鉄バス		国内航空		NHK受信料 半額免除	NHK受信料 全額免除	
身体障害者手帳	視覚障がい	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄」第1種	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄」第2種	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄」第1種	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄」第2種	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄」第1種	旅客鉄道株式会社運賃減額「欄」第2種	1~6	1~6	
	聴覚障がい							2~6	2~6	
	平衡機能								3・5	
	音声言語咀嚼機能								3・4	
	肢体不自由							上肢	1~2	1~6
								下肢	1~2	1~6
								体幹	1~2	1~5
内部障がい		1~2	1~4							
療育手帳(知的障がい)	A	B	A	B	A	B	A	A・B		
精神保健福祉手帳(精神障がい)			1~3		○	○	1	1~3		
対 象 範 囲	本人単独の場合は2種と同じ扱い。介護者同乗の場合(距離制限なし)。	100kmを超えるとき本人のみ	介護者と本人((本人単独の場合も可)	本人(12歳以上) 介護者の定期運賃(12歳未満)	介護者と本人(12歳以上)(本人単独の場合も可)	本人のみ(12歳以上) または 介護者と本人(12歳以上)	契約者が上記の障がい者でかつ世帯主	上記障がい者を構成員に有し世帯構成員全員が市民税非課税世帯		
所 得 制 限	無	無	無	無	無	無	無	有		
担 当 ・ 窓 口	JR各駅		あいの風とやま鉄道・私鉄各駅		航空券発売所		福祉課			
備 考	半額割引など。切符売り場で手帳を提示。 1種 本人と介護者1名の普通乗車券、定期券、回数券、普通急行券が5割引。 2種 本人の普通乗車券5割引		半額割引など。切符売り場で手帳を提示。 (私鉄電車) 1種 本人と介護者1名の普通乗車券、定期券、回数券、普通急行券が5割引 2種 本人の普通乗車券5割引 (バス運賃) 1種 本人と介護者1名の普通乗車券、回数券が5割引、定期券は3割引 2種 本人の普通乗車券、回数券が5割引。定期券は3割引 (市内コミュニティタクシー) 本人の乗車券、回数券が5割引		航空券発売所で手帳を提示。福祉課での証明印不要。国内線全区間。割引運賃、割引対象範囲は事業者又は路線により異なります。		生活扶助受給世帯。上記障がい者を構成員に有し世帯構成員全員が市民税非課税世帯。社会福祉事業施設入所者。			
詳 細 ペ ー ジ	21				22					

障がい者の等級別福祉サービス一覧表

◆本表の対象者の障がいの等級は概ねのものであり、詳細については担当窓口にお尋ねください。

制 度	運賃・公共料金等の軽減							その他			
	ケーブルTV受信料 半額免除	ケーブルTV受信料 全額免除	タクシー運賃割引	NTT無料番号案内	携帯電話基本使用料割引	インフルエンザ予防接種	高齢者肺炎球菌ワクチン 予防接種	富山県ゆずりあいパーキング利 用証制度	NET119 緊急通報システム	郵送貸出サービス	
身体障害者手帳	視覚障がい	1~6	1~6	1~6	1~6	1~6		1~4			
	聴覚障がい	2~6	2~6	2~6		2~6		2~3	2~3		
	平衡機能		3・5	3・5		3・5		3・5			
	音声言語咀嚼機能		3・4	3・4		3・4			3		
	肢体不自由	上肢	1~2	1~6	1~6	1~2	1~6		1~2		1~2
		下肢	1~2	1~6	1~6		1~6		1~6		1~2
		体幹	1~2	1~5	1~5	1~2	1~5		1~5		1~2
内部障がい	1~2	1~4	1~4		1~4	○	○	1~4		1~3	
療育手帳(知的障がい)	A	A・B	A・B	A・B	A・B			A		A	
精神保健福祉手帳 (精神障がい)	1	1~3	(1~3)	1~3	1~3			1~2		1~2	
対 象 範 囲	契約者が上記の障がい者でかつ世帯主	上記障がい者を構成員に有し世帯構成員全員が市民税非課税世帯				60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		聴覚、音声・言語咀嚼機能障がいにより音声通話が困難であり、管内に居住または通勤・通学している者		
所 得 制 限	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	
担 当 ・ 窓 口	企画情報課		各タクシー会社	NTT	au、ドコモソフトバンク等	保健センター		福祉課	新川地域消防本部通信指令課	あおーよ図書館	
備 考		生活扶助受給世帯。上記障がい者を構成員に有し世帯構成員全員が市民税非課税世帯。社会福祉事業施設入所者。	10%引。乗車時に手帳を提示。	申請書をNTTに出すことにより無料サービスが受けられます。	各社で手続きをすることにより、割引サービスを受けられる場合があります。	利用者負担は、1200円とし、受診の際に各医療機関窓口で徴収します。	利用者負担は、2400円とし、受診の際に各医療機関窓口で徴収します。(過去に受けた方は対象になりません。)	脳原性運動機能障害(上肢機能)は1~2級、(移動機能)は1~6級が対象となります。 申請により障害者等用駐車区画の優先利用対象であることを示す利用証を交付します。	消防本部へ事前登録することにより、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を使って消防へ通報できます。	図書館に来院することが難しい方に、図書館の資料を郵送するサービスです。(無料)	
詳 細 ペ ー ジ	22					-		23	24	24	

障がい者に関するマークの紹介



国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確にするための世界共通のマークです。車いすを利用する方のみを対象としたマークではなく、すべての障がい者を対象としたものです。このマークが表示されている駐車場では、障害者手帳をお持ちの方だけでなく、歩行困難な方や高齢者、妊産婦等の方も利用することができます。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については努力義務となっています。（罰則はありません。）



聴覚障害者標識

聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、義務となっています。表示しない場合、道路交通法違反になります。反則金：4,000円
行政処分点数：1点



**盲人のための
国際シンボルマーク**

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいのある人を表すマークです。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入口に貼るマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が身につけることで配慮や援助が必要と知らせるマークです。

障がい者用駐車場は、車いすや杖を使用している方などが自動車ドアを大きく開けて乗り降りできる駐車場です。最近では、多くの施設に整備が進んでいますが、障がい者用駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が利用できずに困っているという声があります。

また、視覚障がい者誘導用ブロック（通称：点字ブロック）の上に自転車等が置かれ、利用者の邪魔になることがあります。安全に暮らすために、マナーの向上について皆さまのご理解・ご協力をお願いします。